

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町創業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町創業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

白川町創業支援事業補助金交付要綱（平成 2 8 年白川町訓令甲第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（用語の定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） <u>(5) 空き店舗 過去に商業活動又は事務所の用に供していた町内の建物であつて、継続して 3 月以上営利目的として利用されていないものをいう。ただし、住宅部分を有する店舗物件であつて、店舗部分と住宅部分が明確に分離できないもの（工事等により店舗部分と住宅部分を分離できるものを除く。）を除く。</u> （補助対象者） 第 3 条 （略） 2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。 (1) ～ (4) （略） <u>(5) 空き店舗を利用する者が当該空き店舗の所有者と生計を同一にする者若しくは 2 親等以内の親族又はこれらの者</u>	（用語の定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） （補助対象者） 第 3 条 （略） 2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。 (1) ～ (4) （略）

改正後	改正前
<u>が所属する法人その他団体である場合</u> (6)・(7) (略) (補助金の額) 第5条 (略) <u>2 空き店舗を利用した創業の場合、前項に</u> <u>規定する額に30万円を加算する。</u> <u>3</u> (略) <u>4</u> (略)	(5)・(6) (略) (補助金の額) 第5条 (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略)

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条、第5条関係） 【別記1 参照】

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条、第8条関係） 【別記2 参照】

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第11条関係） 【別記3 参照】

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

【別記 1】

別表第 2（第 4 条、第 5 条関係）

補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
(1) 事業所開設支援事業	創業を目的として、用地の購入、事業所の建設、改修、備品の購入等事業所開設に係る整備を行う事業。ただし、補助対象経費が 50 万円以上となる事業に限る。	(1) 事業所の購入・建設費 (2) 事業所の改修費 (3) 設備、備品購入費（消耗品等は除く。） (4) その他事業開始に係る経費	2 分の 1 以内	100 万円	交付決定に定める事業開始日から創業の日（法人にあっては実際に開業した日）まで
(2) 事業所賃借支援事業	創業を目的として、事業所の賃借を行う事業	(1) 事業所の賃借料（駐車場代を含む。ただし、貸主が補助対象者の三親等内の親族である場合を除く。）	2 分の 1 以内	月額 3 万円	創業の日（法人にあっては実際に開業した日）から 12 か月以内
(3) 雇用促進支援事業	創業を目的として、事業所の雇用促進を行う事業	(1) 事業実施に必要な直接人件費（申請者、役員を除く。）	10 分の 10 以内	月額 1 万円	創業の日（法人にあっては実際に開業した日）から 12 か月以内
(4) 従業員用寮整備支援事業	従業員が居住するための寮整備を行う事業	(1) 町内に住所を有する又は有する見込みの従業員が居住するための寮を町内施工事業者により整備した場合の当該経費（1 つの部屋を多数の従業員が共同して利用する場合は、当該部屋を 1 戸とみなす。）	3 分の 1 以内	整備した寮の戸数 1 戸から 3 戸まで 50 万円 4 戸以上 100 万円	補助金認定通知の日から従業員用寮の整備完了の日まで（1 建物につき 1 回限り）
(5) 空き店舗利活用事業	(1)～(3) の事業で空き店舗を利用した事業	(1)～(3) の補助経費に加算	定額	30 万円	(1)～(3) の規定による

【別記 2】

様式第 3 号（第 6 条、第 8 条関係）

補助金申請額積算根拠

事業の種類	総事業費	補助対象経費	補助率 (限度額)	交付申請額	添付資料
事業所開設	円	円	1/2 以内 (100 万円)	円	☐ 事業所開設経費を証する書類 （事業実施に係る見積書、設計図等内容が確認できるもの） ☐ 事業実施場所の位置図及び現況写真 ☐ 白川町商工会の指導による経営計画書
事業所賃借	円	円	1/2 以内 (月額 30,000 円)	円	☐ 賃貸借契約書等の写し
雇用促進	円	円	10/10 以内 (月額 10,000 円)	円	☐ 当該事業にて雇用する従業員の雇用証明書の写し （給与が記載されているもの）
空き店舗を利用した創業に係る加算			300,000 円	円	☐ 改修後の店舗等の外観及び内観の写真
従業員用寮整備	円	円	1/3 以内 (1～3 戸 50 万円) (4 戸以上 100 万円)	円	☐ 当該整備に係る経費を証する書類 （事業実施に係る見積書、設計図等内容が確認できるもの） ☐ 事業実施場所の位置図及び現状写真 ☐ 整備する従業員用寮に入居予定の町内に住所を 有する又は有する見込みの従業員の住民票
合 計	円	円	—	円	

【別記 3】

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

白川町長 様

住 所
事業所名
代表者名

白川町創業支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった標記の補助金について、白川町創業支援事業が完了したので、白川町創業支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業名

2 実績額 円

3 補助事業の目的及び内容

4 添付書類

○事業所開設支援事業

- ・事業所開設経費の支出額がわかるもの（領収書等）
- ・完成写真

○事業所賃借支援事業

- ・賃貸借料の支出額がわかるもの（領収書等）

○雇用促進支援事業

- ・雇用した従業員の人件費支出状況がわかるもの

○従業員用寮整備支援事業

- ・寮整備に係る経費の支出額がわかるもの（領収書等）
- ・完成写真

○空き店舗利活用事業

- ・改修後の店舗等の外観及び内観の写真

○共通

- ・その他町長が必要と認めるもの